

# ヘルパーステーションラ・カータ料金表

令和6年4月1日～

## <介護給付利用料金>

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

身体介護	サービス要する時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間以上 30分増す毎に	
	① 利用料金	1630円	2440円	3870円	5670円	820円	
	②うち、介護保険から 給付される金額	1467円	2196円	3483円	5103円	738円	
	③サービス利用料に かかる自己負担金額	163円	244円	387円	567円	82円	
生活援助	サービス要する時間	20分以上 45分未満	45分以上	身生活 体活 介 援 護 助 に 引 き 続 き 行 う	20分	45分	75分
	① 利用料金	1790円	2200円		650円	1300円	1950円
	②うち、介護保険から 給付される金額	1611円	1980円		585円	1170円	1755円
	③サービス利用料に かかる自己負担金額	179円	220円		65円	130円	195円

## <予防給付・訪問型サービス利用料金>

サービス種類	現行相当サービス	緩和型サービス	
		45分未満	45分以上
内 容	○生活援助 ・清掃・洗濯・食事の準備 買い物など  ○身体介護 入浴（見守りトイレの介助など）	○生活援助 ・清掃・洗濯・食事の準備 生活必需品の買い物など  ※身体介護は行いません	

利用料	現行相当サービス	緩和型サービス	
		45分未満	45分以上
週1回程度	1,176円/月	747円/月	996円/月
週2回程度	2,349円/月	1,493円/月	1,991円/月
週3回程度 (要支援2 相当のみ)	3,727円/月	2,369円/月	3,159円/月

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆初回訪問加算 200円/月

サービス提供責任者が初回もしくは、初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

☆緊急訪問介護加算 100円/回（介護予防を除く）

緊急時にケアマネージャーが必要と認めたときにサービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合。

☆地域区分7級地1単位 10.21円となります。

☆介護職員処遇改善加算（Ⅲ）所定単位数に18.2%乗じた数（令和6年6月1日～）